

受動喫煙防止の飲食店への影響評価

研究分担者 村木 功 大阪大学大学院医学研究科環境医学 助教
研究協力者 伊藤 ゆり 大阪医科大学研究支援センター 准教授
研究協力者 片岡 葵 神戸大学大学院医学研究科疫学分野 特命助教

研究要旨

本研究では、改正健康増進法全面施行後の飲食店での受動喫煙防止対策の進展状況を確認するとともに、コンプライアンス向上のための課題抽出を行うため、次の1)～3)を実施した。

- 1) 飲食店民間データベース調査では、令和3年5月、12月の2時点で調査を行い、禁煙飲食店の割合を算出した。改正健康増進法全面施行後から、年間約5ポイントずつの増加が継続していることが確認された。
- 2) 製造たばこ小売販売許可事業者一覧の調査では、東京都を対象として、たばこ販売許可を受けている飲食店の同定を試行的に行った。住所情報の正規化により、たばこ販売許可を受けている飲食店の同定が可能であることが確認された。
- 3) 飲食店へのインターネット調査では、法律の理解が不十分である可能性が明らかとなり、コンプライアンス違反や不適切な受動喫煙防止対策の可能性を示唆する回答も認めた。

引き続き、飲食店の禁煙化状況をモニタリングし、健康影響などの評価を行っていくとともに、法律の実効性を高めるための課題を明らかにしていくが必要である。

A. 研究目的

令和2年4月1日より改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策として飲食店は「原則屋内全面禁煙」（喫煙専用室等でのみ喫煙可）となった。しかし、既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合は除く））かつ客席面積100m²以下の飲食店）では、別の法律で定める日までの措置として「標識の掲示により喫煙可」とできることが定められている。また、当分の間の措置として、加熱式タバコは飲食等も認められた加熱式タバコ専用喫煙室で喫煙可となる。それらの措置のため、改正健康増進法による受動喫煙対策の実効性を確認していくことが重要である。

そこで、本研究では改正健康増進法の全面施行後の飲食店における受動喫煙対策の推移を把握する。また、改正健康増進法の実効性を高めるために、改正健康増進法の理解度などについての飲食店への質問票調査を行い、屋内全面禁煙化の促進要因・阻害要因を明らかにする。

B. 研究方法

1) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベース（以下、A社）とする）について、Webスクレイピングツール（シルクスクリプト社）を使用して、令和4年5月、12月の2時点における店舗情報の抽出を行った。

既存店舗は令和2年1月時点で登録があり、令和2年5月以降のいずれかの時点で登録を認めたと定義した。全面禁煙店舗の割合は喫煙ルール不

明店舗を除いて算出した。

改正健康増進法全面施行に合わせて、一部の大都市圏で受動喫煙防止条例が上乗せされていることから、社会環境の差異を考慮するため、大都市圏に限定して、比較を行った。上乗せ条例の効果評価として、神奈川県（平成23年4月施行）、東京都（令和2年4月施行）、千葉市（令和2年4月施行）、埼玉県（令和3年4月施行）、その他の大都市圏（北海道・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）を対象とした。なお、都道府県間での比較可能性を高めるため、飲食店の登録ジャンル割合は令和2年1月時点での全登録データの登録ジャンル割合を用いて標準化を行った。

2) 製造たばこ小売販売許可飲食店の調査

2018年1月～2022年11月までに財務局ホームページに公表された製造たばこ小売販売業許可者一覧（新規・移転）を対象に、製造たばこ小売販売許可を取得した飲食店の抽出を行った。

①製造たばこ小売販売業許可者一覧に掲載された「氏名・商号」「法人番号」「営業所所在地」よりコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの小売業やホテルなどの宿泊業などの飲食店でないことが確認された事業者を除外した。②「営業所所在地」をMAPPLE アドレスマッチングツール（株式会社MAPPLE）を用いて、営業所所在地の正規化を行った。③飲食店民間データベースより抽出した飲食店住所についても同様にMAPPLE アドレスマッチングツールを用いて、住所の正規化を行った。④②③のデータを、正規化住所をキーに突合し、突合後の「氏名・商号」「店舗名」などを比較し、一致店舗、一致可能性店舗を同定した。

今年度は、店舗数が多く、喫煙目的施設化した飲食店が多いことが予想される東京都を対象に製造たばこ小売販売許可飲食店の同定を行った。

3) 飲食店へのインターネット調査

屋内全面禁煙化を実施した飲食店からの回答を効率的に収集するため、インターネット調査による後ろ向き調査を実施した。飲食店.com（運営：株式会社シンクロフード）の保有する調査パネルメンバーのうち、埼玉県、千葉県（千葉市）、同（千葉市以外）、東京都、神奈川県、大阪府に所在する店舗の運営者を対象に禁煙化店舗250店舗以上を目標に回答を集収した。調査項目は、開業時期、客席面積、同居親族を除く従業員数、サービス状況、喫煙環境（現在、過去、変更時期）、たばこ販売状況、喫煙室種別、保健所への届出状況、喫煙室設置に係る同意取得状況、受動喫煙防止対策の情報源、コンサルティング利用状況、改正健康増進法理解度チェック（9問）、受動喫煙防止条例理解度チェック（東京都・千葉市1問、埼玉県1問）とした。

（倫理面への配慮）

本研究は、傷病や医療、ゲノム等を対象としておらず、人を対象とする生命科学・医学系研究に該当しないことから、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。ただし、設問の設定においては、個人の特定につながる情報を取得しないこと、個人の尊厳を傷つけないことを十分に配慮した。また、個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

1) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベース抽出飲食店店舗数は表1の通りであった。2022年12月時点で、総抽出店舗数655,348店舗（うち有効店舗数403,133店舗）であった。禁煙飲食店割合は、2021年12月から2022年12月までで+5.3ポイントであった。

2) 製造たばこ小売販売許可飲食店の調査

2018年1月～2022年11月に製造たばこ小売販売許可事業者20064事業所（新規・移転による重複含む）で、東京都に営業所所在地がある2408事業所のうち、581事業所が飲食店候補として抽出された。住所正規化により適切な住所が認められなかった8事業所を除き、573事業所について、飲食店データベースとの突合を行った。突合の結果、309事業所について、同一住所の事業所が認められた。「氏名・商号」「店舗名」などを比較し、令和5年3月末時点で43事業所において飲食店情報との一致を確認し、9事業所において飲食店情報との一致の可能性が確認された。

43店舗のうち、2020年3月末までに製造たばこ小売販売許可を取得した12店舗のうち、5店舗で喫煙目的店標示を確認できたが、うち4店舗ではパスタなどの主食の提供も確認された。2020年4月以降に製造たばこ小売販売許可を取得した31店舗のうち、4店舗で喫煙目的店標示を確認でき、そのうち3店舗では主食の提供も確認された。

3) 飲食店へのインターネット調査

インターネット調査により、306店舗より回答を得た。開業時期不明（2店舗）、飲食店以外・その他（22店舗）を除いた282店舗を集計対象とした。集計対象282店舗のうち、禁煙店舗194店舗、喫煙専用室設置店舗14店舗、加熱式たばこ専用喫煙室設置店舗4店舗、喫煙可能室設置店舗51店舗、喫煙目的室設置店舗19店舗であった。

喫煙可能室設置店舗51店舗のうち、開業時期、客席面積、同居親族以外の従業員数により改正健康増進法もしくは受動喫煙防止条例により経過措置対象となる店舗は37店舗、経過措置対象外となる店舗は14店舗であった。

東京都の喫煙可能室設置店舗23店舗では、12店舗が経過措置対象外であり、そのうち10店舗は従業員数のみ、1店舗は客席面積・従業員数、1店舗は開業時期・客席面積・従業員数のすべてで法律または条例に抵触する回答であった。経過措置

対象外店舗の6店舗（12店舗中）、経過措置対象店舗の9店舗（11店舗中）が、「同居親族以外の従業員を雇っている場合、全席喫煙可にできない。」に対し、「はい」と回答した。

埼玉県喫煙可能室設置店舗5店舗はすべて開業時期、客席面積ともに法律の経過措置対象条件を満たしていたが、条例に定められた通り、喫煙可能室設置についての同意を、従業員全員から文書で取得したと回答したのは2店舗、条例と異なり、全員から口頭で取得したのが1店舗、文書・口頭混在で取得したのが1店舗、取得していないのが1店舗であった。文書で全員から同意取得した店舗1店舗（2店舗中）、同意取得していない店舗1店舗が「同居親族以外の従業員を雇っている場合、全員から口頭で同意を得ることで全席喫煙可にできる。」に対し、「はい」と回答した。

喫煙目的室設置店舗19店舗のうち、主食の提供（出前・レンジ調理のみは除く）を行っている店舗が5店舗、タバコ販売なし・買い置きタバコ販売の店舗が11店舗であった。

喫煙環境に関するコンサルティング利用は、加熱式たばこ専用喫煙室設置店舗で1店舗、喫煙可能室設置店舗で3店舗、喫煙目的室設置店舗で7店舗であった。経過措置対象外店舗

改正健康増進法の理解度について、平均正答数6.3項目（9項目中）であった。項目別正答率は「屋内禁煙の原則」「喫煙目的室」「加熱式たばこ専用喫煙室」で低かった（図1）。正答数別の特徴として、正答数6～7項目では正答数8項目以上と比べて、「屋内禁煙の原則」「加熱式たばこ専用喫煙室」「喫煙目的室」で20ポイント以上低く、「客席面積基準」「開業時期基準」「未成年」で15～20ポイント低かった。正答数5項目以下では「標示義務」「喫煙室等設置基準」は約80%の正答率であったが、他の項目はいずれも正答率が低かった。地域、業態、喫煙環境などによる特徴的な違いは認められなかった。

飲食店の受動喫煙対策の情報源として、全体と

して 15 項目中平均 1.7 項目の情報源を利用して
いた。喫煙環境別では、禁煙店舗で平均 1.8 項目、
喫煙可能店で平均 1.7 項目、喫煙目的店で平均 1.6
項目であった。理解度別では、正答数 5 項目以下
で平均 1.5 項目、6~7 項目で平均 1.7 項目、8 項
目以上で平均 2.2 項目であった。

個別の情報源では、喫煙環境に寄らず、「同業者
からの情報」が最も多く、次いで「飲食業界 Web
サイト」が多かった（図 2）。ただし、「飲食業界
Web サイト」には本インターネット調査実施事業
者が運営する Foodist Media が含まれるため、そ
の影響を過大評価している可能性がある。喫煙環
境による情報源の利用傾向として、禁煙店では厚
生労働省や都道府県などの行政が運営する Web
サイトからの情報の利用が多く、分煙コンサルテ
ィング等の民間事業者の Web サイトや営業の利
用が少なかった。一方、喫煙可能店・喫煙目的店
では行政運営 Web サイトの利用が少なく、民間事
業者の Web サイトや営業の利用が多かった。情報
源区分別では、禁煙店、喫煙可能店では能動的で
公的な情報源の利用が多い一方、喫煙目的店では
公的な情報源の利用が少なく、民間からの情報利
用が多い特徴があった。

同様に、理解度別には、正答数が多いほど、行政
が運営する Web サイトからの利用が多い傾向で
あった（図 3）。情報源区分別に見ると、正答数 8
項目以上では妥当性のある情報を能動的に収集し
ている傾向にあった。一方で、正答数 5 項目以下
では妥当性のある情報を能動的に収集しておらず、
妥当性が不確かな情報を受動的に収集している傾
向があった。

D. 考察

1) 飲食店民間データベース調査

改正健康増進法全面施行後は概ね 5 ポイント/年
で禁煙飲食店割合が増加している。増加率は概ね
一定であることから、飲食店の禁煙化が継続的に
進んでいると判断される。

2) 製造たばこ小売販売許可飲食店の調査

製造たばこ小売販売許可事業者一覧と飲食店デ
ータベースを突合することにより、喫煙目的店化
している店舗を同定できる可能性が確認できた。
また、喫煙目的店を標示していることが確認され
た店舗において、メニューの確認により主食の提
供が行われている可能性も確認された。喫煙目的
店においては原則として主食の提供は認められて
いないが、ランチ営業やレンジ調理などの Q&A に
記載されている対応をしている可能性がある。今
年度は試験的に一部地域を対象として、製造たば
こ小売販売許可事業者と飲食店データベースとの
突合を試みたが、引き続き、丁寧な確認作業を進
めて、実態を明らかにしていくことが必要である。

3) 飲食店へのインターネット調査

改正健康増進法全面施行後約 3 年が経過し、法
律の趣旨や受動喫煙対策について、一定浸透して
きたものと考えられるが、インターネット調査の
結果からは十分に周知が進んでいない側面が明ら
かとなった。また、その不十分な理解や誤解によ
りコンプライアンス違反や不適切な受動喫煙対策
となっている回答も散見された。理解度の高い飲
食店では、妥当性が高い情報を偏りなく能動的に
収集している傾向にあることから、国や地方自治
体のホームページなどの妥当性が高く、中立的な
情報源の周知を行うことで、一層の理解が進む可
能性が考えられる。今後、より詳細な分析を行い、
効果的な啓発方法の提案につなげていくことを目
指す。

E. 結論

本研究により、2020 年 4 月の改正健康増進法全
面施行から 3 年が経過した時点においても、飲食
店の受動喫煙防止対策が継続的に進展しているこ
とが確認された。一方、法律の理解が不十分であ
ることや法律の趣旨と異なる動きがあることも確

認された。

引き続き、飲食店の禁煙化状況をモニタリングや健康影響などの評価を行っていくとともに、法律の実効性を高めるための課題を明らかにし、政策提言へとつなげることを目指していく。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

1. 村木功、片岡葵、伊藤ゆり、中村正和. 改正健康増進法全面施行後の禁煙飲食店割合の変化:民間グルメデータベースによる検討. 第81回日本公衆衛生学会総会. 2022年10月7~9日. 山梨.
2. 村木功. グルメサイトからみた飲食店の禁煙状況. 第32回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2023年2月26日. 福岡.

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

1~3のいずれも該当なし

表 1. 飲食店民間データベースにおける登録店舗数

	2020年			2021年		2022年	
	1月	7月	12月	5月	12月	5月	12月
総抽出店舗数	732,487	677,278	643,785	642,285	630,037	644,706	655,348
有効店舗数	338,615	333,270	329,494	329,522	350,545	377,490	403,133
禁煙割合	37.7%	46.6%	50.2%	52.2%	56.4%	59.2%	61.7%

図 1. 改正健康増進法理解度チェック 9 項目の正答率

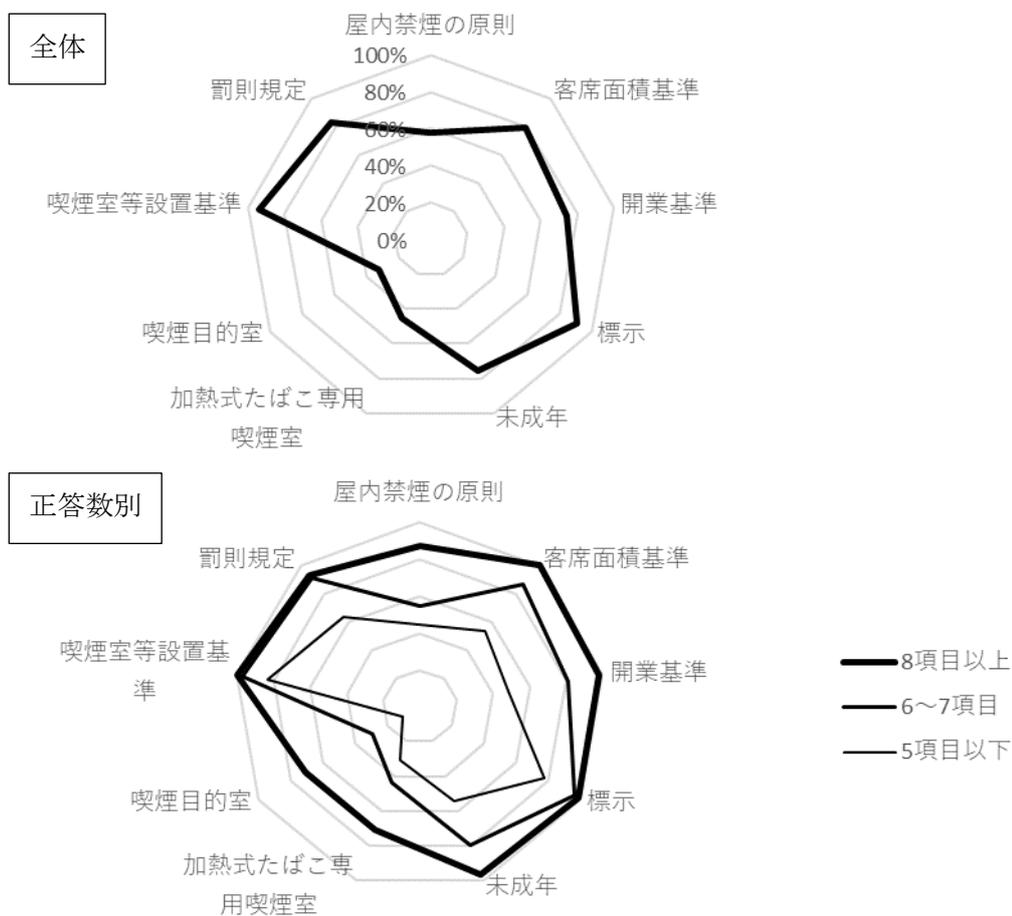


図2. 受動喫煙防止対策の情報源別・情報源区別利用状況：喫煙環境別集計

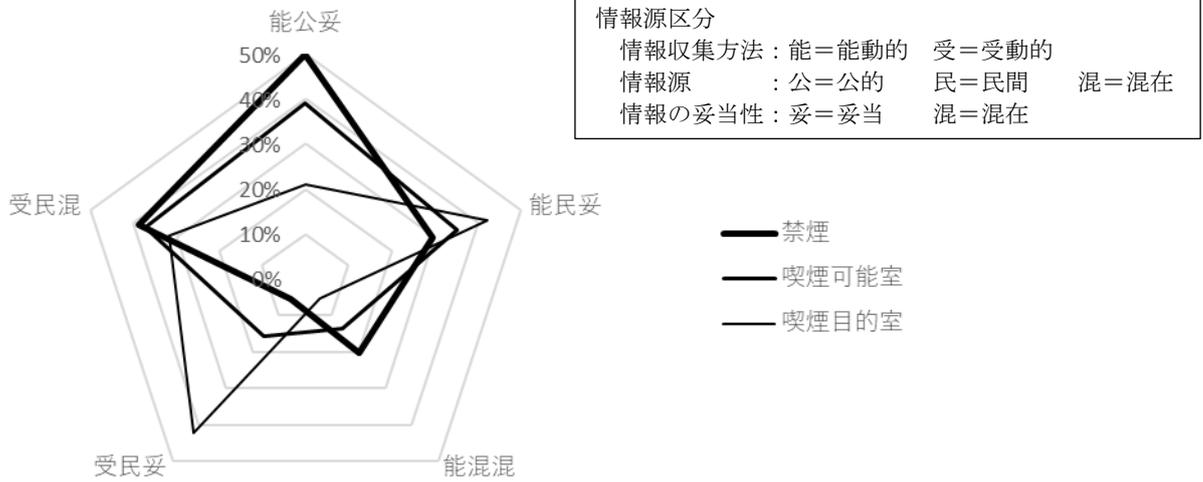
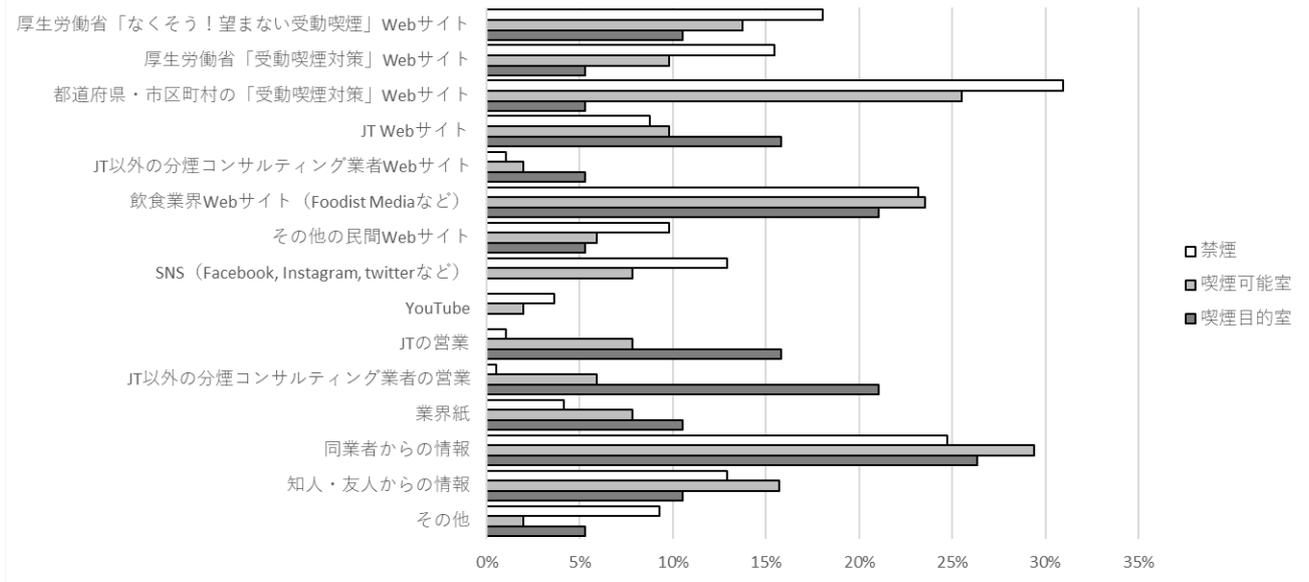


図3. 受動喫煙防止対策の情報源別・情報源区分別利用状況：理解度別集計

